

平成24年 職員の給与等に関する報告及び勧告（概要）

平成24年10月2日
鹿児島県人事委員会

《本年の給与勧告のポイント》

月例給、ボーナスは改定なし

- ① 給料表は、公民較差が小さいことから改定なし
- ② 期末手当・勤勉手当（ボーナス）は、民間の支給割合とおおむね均衡していることから改定なし

昇給・昇格制度の改正

50歳台後半層における給与水準の上昇を抑える内容の制度改正

1 職員の給与と民間の給与との比較

企業規模50人以上で事業所規模50人以上の県内民間事業所518事業所から、無作為に抽出した126事業所を対象に調査

(1) 月例給

民間事業所の従事者（事務・技術職）と職員（行政職）の4月分給与を役職段階、年齢、学歴が同じ者同士で比較

民間給与①	職員給与②		較 差 ①-②
380,383円	減額措置前	380,589円	△206円 (△0.05%)
	減額措置後	371,798円	8,585円 (2.31%)

（注）1 上段は知事等の給与の特例に関する条例による給与の減額措置がないものとした場合の額等であり、下段は同条例による給与の減額措置後の額等である。

2 職員の平均年齢は44.2歳、平均経験年数は22.9年である。

(2) 特別給（ボーナス）

昨年8月から本年7月までの民間の支給割合と職員の年間支給月数を比較

民間の支給割合 3.94月分（職員の支給月数 3.95月）

2 給与改定

地方公務員法等の趣旨に則り、民間企業の給与水準を踏まえるとともに、本年の人事院勧告の内容、他の都道府県の動向等を総合的に勘案し、以下のように取り扱うことが必要

(1) 給料表

本年の公民格差が小さくほぼ均衡していることから、改定なし

(2) 期末手当・勤勉手当

民間の支給割合とおおむね均衡していることから、改定なし（3.95月）

(3) 昇給・昇格制度の改正

- 人事院報告及び勧告に基づく国家公務員の措置に準じて改定する必要
人事院報告及び勧告の内容

55歳を超える職員については、標準の勤務成績では昇給しないこととし、特に良好の場合には1号俸、極めて良好の場合には2号俸以上の昇給に抑制する。

最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減するよう昇格後の号俸を設定する。

- この改正は、平成25年1月1日から実施すること

(4) その他の課題

職員の給与については、国における見直し等を踏まえて、適切に対応するとともに、今後とも国の動向等を注視する必要

給与構造改革に伴う経過措置額の廃止については、昨年の本委員会の勧告を踏まえ対応する必要

3 人事管理・公務運営の改善

(1) 能力及び実績に基づく人事管理

評価の公正性や納得性の確保の観点から、評定者研修の充実や評価結果のフィードバック等を図るとともに、評価結果の更なる人事管理への活用について検討を進める必要

(2) 勤務環境の整備

① 超過勤務の縮減及び勤務時間の管理

- ・ 業務執行態勢等の必要な見直しを行うほか、職員一人ひとりが職務遂行能力の向上を図りながら、常に計画的・効率的な業務の遂行に努める必要
- ・ 管理監督職員にあっては、一層適正な勤務時間管理に取り組む必要
- ・ 学校における教員の長時間労働については、教員の勤務時間を適正に把握する体制の構築に向けた諸取組を着実に進める必要

② 健康管理

- ・ 心の健康づくり対策においては、精神疾患を原因とする休職者の割合が依然として高い状況で推移していることから、予防、早期発見・早期対応や円滑な職場復帰支援など、計画的・継続的な対策の充実に努める必要
- ・ パワー・ハラスメント等は、勤務意欲の低下や職場環境の悪化を招くものであることから、職員への周知・啓発を図り、良好な職場環境の確保に努める必要

③ 仕事と生活の両立支援

- ・ 男性職員が育児休業を積極的に取得できるような職場環境づくりに、より一層取り組んでいく必要
- ・ 年次有給休暇の取得については、取得しやすい雰囲気の醸成や環境整備等に更に取り組んでいくことが必要

(3) 高齢期雇用への取組

国においては定年退職する職員のうち希望者を再任用するものとされたところであり、職員の高齢期雇用の取組については、雇用と年金の接続に向け円滑に対応できるよう、国及び他の都道府県の動向等を注視しながら、検討を進める必要

4 む す び

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、職員に対し適正な待遇を確保することは、職員の士気を高めるとともに、有為な人材の確保を可能にし、将来にわたって行政運営の安定を図るためにも重要

県議会及び知事におかれては、給与勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、この報告に十分留意されるとともに、この勧告どおり実施されるよう要請